

指定管理者の選定結果

- 1 施設の名称 静岡市中央福祉センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- 4 選定の経緯
 - (1) 公 募
 - ア 募集期間 平成 22 年 10 月 5 日～平成 22 年 11 月 12 日
 - イ 申請団体 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書類審査 平成 22 年 12 月 3 日
 - (イ) プレゼンテーション 平成 22 年 12 月 3 日
 - イ 審査委員会
 - 委員長 近藤 操 (福祉部参与兼福祉総務課長)
 - 委 員 島村拓光 (福祉部参与兼高齢者福祉課長)
 - ” 鈴木重義 (障害者福祉課長)
 - ” 天野裕美 (福祉施設職員)
 - ” 加藤節子 (福祉施設職員)
 - ウ 審査基準
別紙審査基準のとおり
 - エ 決定方法 (審査方法)
各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名称：社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会
 - (イ) 点数：86.4 点／100 点満点 (市が設定した最低基準点 70 点)
 - (ウ) 指定管理料提示額：
 - イ 総 評 (選定の理由等)

市が示した仕様書を十分に理解し、具体的な事業計画及び実施体系案を示し、施設の規模や設置目的に沿った運営方針等が明確に示されていることなどが高く評価された。

また、申請者は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、人的・物的な能力や福祉団体等のネットワークを有しており、それらを十分に活用した事業実施が期待できることが選定の決め手となった。
 - (4) 指定管理者選定委員会 <http://www.city.shizuoka.jp/000107601.pdf>
 - (5) 市議会の議決 平成 23 年 3 月 22 日
 - (6) 指 定 平成 23 年 3 月 28 日
 - (7) 公 告 平成 23 年 3 月 30 日

別紙

指定管理者審査基準

【審査項目】

- 1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
 - (1) 静岡市が提示した仕様書と適合しているか。
 - (2) 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。
 - (3) 事業計画が施設の目的達成に沿った計画となっているか。
 - (4) 利用者の利用について公平性が確保されているか。

- 2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
 - (1) 静岡市中央福祉センター条例第3条に掲げる事業を効果的、効率的に行うことができるか。
 - (2) 市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。
 - (3) 市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。
 - (4) 必要な収入、経費がすべて計上されているか。
 - (5) 経費節減を旨とした積算となっているか。

- 3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
 - (1) 当該施設の指定管理者としての実績はあるか。又は、類似施設の管理運営実績は十分か。
 - (2) 定款、寄附行為、規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。
 - (3) 管理に必要な人員が確保されているか。(または新規雇用等が確実に見込めるか)
 - (4) 事業計画を実施するために、近隣地域及び他団体等のネットワークが確保されているか。又は見込めるか。
 - (5) 人員の配置計画は適正か。(当該施設の管理を行なうのにふさわしい組織の体制であり、各部署に必要なかつ十分な人数が配置されているか)
 - (6) 第三者に業務を委託する場合における、業者選定手続き及び業務の指導、監督体制は適切か。
 - (7) 事故、災害など緊急時における対策は適切か。
 - (8) 個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じることができるか。

- 4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
 - (1) 過去数年間における利益又は損失の状況はどうか。(損失が続いていないか)
 - (2) 財務諸表等の状況はどうか。(損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか、貸借対照表において債務超過となっていないか、流動比率は適正か)